

事例番号:340192

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 28 週 5 日 胎児十二指腸閉鎖疑い、羊水過多、単一臍帶動脈、胎児心疾患疑いのため入院

妊娠 35 週 3 日 超音波断層法で羊水インデックス 44cm

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 35 週 6 日

23:20 破水

時刻不明 痛みを伴う子宮収縮を認める

23:52 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 60-70 拍/分台、基線細変動減少を認める

妊娠 36 週 0 日

0:09 多量の血性羊水を認める

0:32 胎児機能不全のため帝王切開で児娩出

胎児付属物所見 血性羊水あり、後面に多量の血腫が付着

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 0 日

(2) 出生時体重:1500g 台

(3) 臍帶動脈血ガス分析:pH 6.65、BE -32.7mmol/L

- (4) アフガニスコア：生後 1 分 2 点、生後 5 分 4 点
- (5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）、気管挿管
- (6) 診断等：
出生当日 早産児、低出生体重児、新生児仮死
- (7) 頭部画像所見：
生後 5 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に明らかな信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分：病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師：産科医 4 名、小児科医 3 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ：助産師 4 名、看護師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 前期破水が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 35 週 6 日の 23 時 20 分から 23 時 50 分頃の可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

- 1) 妊娠経過
 - (1) 妊娠 28 週 4 日までの紹介元分娩機関における外来管理は一般的である。
 - (2) 妊娠 28 週 5 日に胎児十二指腸閉鎖疑い、羊水過多、单一臍帶動脈、胎児心疾患疑いのため入院としたこと、および入院中の対応（超音波断層法、子宮収縮薬抑制薬処方、血液検査、ノンストレステスト実施等）は、いずれも一般的である。
- 2) 分娩経過
 - (1) 妊娠 35 週 6 日、破水時の対応（内診、ドップラ法で胎児心拍数確認、pH キット検査、分娩の方針としたこと）および、その後の対応（分娩監視装置装着、胎児心拍数 60-70 拍/分台を認め体位変換、酸素投与、超音波断層法実施）は、いず

れも一般的である。

- (2) 胎児心拍数 60 拍/分台の徐脈が回復しないと判断し、胎児機能不全の適応で帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 帝王切開決定から 34 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (4) 脘帶動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(ハック・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
なし。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
なし。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。